

## 小樽市公設青果地方卸売市場事業経営戦略(素案)

団 体 名 : 小樽市

事 業 名 : 青果市場事業

策 定 日 : 令和 3 年 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適	事業開始年月日	昭和34年 6月24日
職 員 数	1 人	市場種別区分	地方卸売市場
前 回 の 移 転 又 は 再 整 備 年 度	昭和47年度	次回再整備予定年度	-
広 域 化 実 施 状 況	-		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	・場内の清掃、廃棄物処理、警備等市場業務の一部を卸売会社に委託。 ・電気保安業務、浄化槽点検業務、消防設備等の管理業務の委託。	
	イ 指定管理者制度	-	
	ウ PPP・PFI	-	

#### (2) 使用料形態

売上高割使用料の 概 要 ・ 考 え 方	小樽市公設青果地方卸売市場業務条例で定めており、卸売業者市場使用料は、卸売金額の1,000分の4に相当する額。	
施設使用料の 概 要 ・ 考 え 方	小樽市公設青果地方卸売市場業務条例で定めており、1㎡あたり、卸売場は190円、仲卸店舗450円、荷置場180円、定温冷蔵庫700円、倉庫180円、事務室410円、施設用地(空地)24円である。なお、定温冷蔵庫設備更新のため、令和2年度に定温冷蔵庫使用料を500円から700円に改定した。	
使用料改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和 2 年 4 月 1 日	

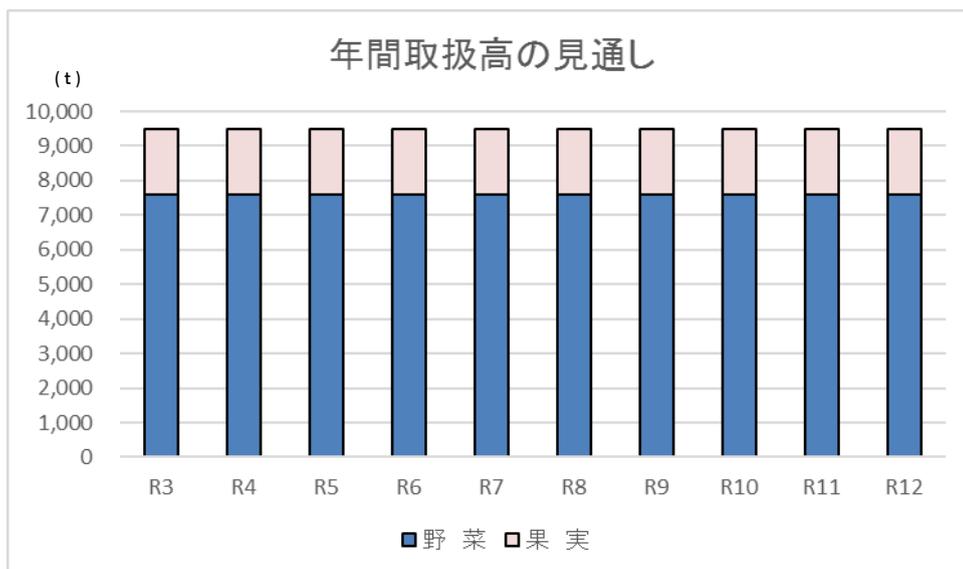
(3) 現在の経営状況

年間取扱高 (t)	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
	H29	7,397	1,869				9,266
	H30	7,281	1,860				9,141
	R元	8,120	2,020				10,140
年間税込 売上高 (百万円)	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
	H29	1,660	741				2,401
	H30	1,646	751				2,397
	R元	1,605	750				2,355
収益的収支比率	H29	98.1%	H30	98.2%	R元	97.8%	
経費回収率	H29	24.0%	H30	22.6%	R元	25.8%	
他会計補助金比率	H29	47.0%	H30	50.2%	R元	48.7%	
有形固定資産減価償却率	H29	81.0%	H30	82.8%	R元	84.6%	
企業債残高対料金収入比率	H29	80.6%	H30	75.3%	R元	67.3%	
<p>本市場は、経常収支比率98%、経費回収率が26%程度であり、また、他会計補助比率が48%程度あることから、他会計繰入金に依存した経営状況にあり、年間取扱高は年度によって増減しているが、減少傾向にある。                  施設が老朽化し、耐用年数に近い使用状況にあるため、有形固定資産減価償却率も85%と高い。</p>							

2. 将来の事業環境

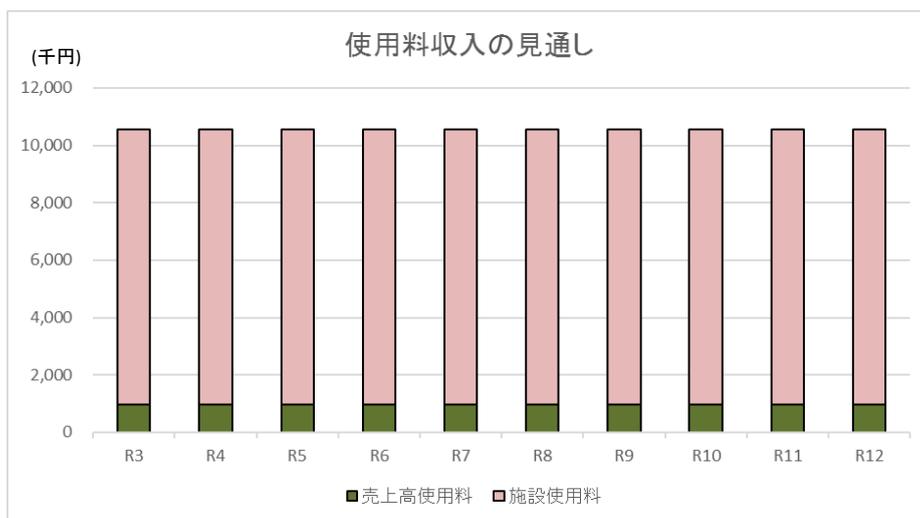
(1) 取扱高(t)の見通し

<p>取扱数量は、昭和53年の49,496トンをピークにそれ以降ゆるやかな減少傾向で推移しているものの、直近3か年度においては、野菜7,600トン、果実1,900トン、合計9,500トンと安定していることから、今後も同様の取扱高を維持できるものと見込んでいる。</p>
--



(2) 使用料収入の見通し

売上高使用料収入は、年度により取扱量の差があるものの令和2年度と同様の980千円の収入は維持することが可能と考える。また、施設使用料についても年度により使用面積の増減はあるものの、令和2年度と同様の9,565千円の収入は維持できるものと考えている。



### (3) 施設の見通し

本市場は、開設後47年を経過し建物の老朽化が進んでいる。施設設備の維持のため、令和3年度以降においても、計画的な施設維持補修を行うこととしている。また、「小樽市公共施設長寿命化計画」に合わせて施設設備の集約についても取り組んでいく必要がある。

#### (公設青果地方卸売市場の平面図)



### (4) 組織の見通し

現在、専任の場長1名と事務長1名(兼務)の2名体制であり、青果市場特別会計では場長の人件費を支弁している。施設の長寿命化計画と併せて指定管理者制度の導入について検討する。

## 3. 経営の基本方針

本市場は、消費地市場として、市内のスーパーや小売店などへの物流の拠点であるとともに、生鮮食料品等の取引の適正化とその健全な運営を確保し、もって市民生活の安定に資することを目的としており、今後もその役割を果たすよう努めていく。施設の老朽化に伴う計画的な大規模修繕については、本市場の将来的な展望を見定めること、かつ、地域の流通ニーズに即した効果的な投資方法を検討する。

## 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	地方債残高 令和元年度末:7,097千円 → 令和9年度末:0円
-----	----------------------------------

本市場は、開設後47年を経過し建物の老朽化が進んでいる。施設設備の維持のため、令和3年度以降においても、計画的な施設維持補修を行うこととしている。また、「小樽市公共施設長寿命化計画」に合わせて設備の集約についても取り組んでいく必要がある。

計画的な施設の修繕を行うことにより、経費の平準化に努めるとともに、資本的経費の抑制を図る。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	他会計補助金比率 50%以内
-----	----------------

- ・他会計繰入金に依存した経営が続くと見込まれるが、他会計補助比率の抑制に努める。
- ・今後、余剰スペースが発生した場合、賃貸や売却により財源確保を図る。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	指定管理者制度の導入に向け市場関係者と協議を行う。
投資の平準化	—
広域化	本市場卸売業者の親会社(札幌市中央卸売市場卸売業者)との連携強化により、集荷力の向上と売上高の増加に努める。また、小樽・後志圏内の飲食事業者等への販路拡大について、市場関係者と取り組みを進める。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料	使用料の改定については、卸売業者の経営状況を考慮すると難しい状況である。
企業債	—
繰入金	—
資産の有効活用等による収入増加の取組	本市場の取扱数量はピーク時の約1/5である。取扱数量に適した市場機能への規模縮小について、市場関係者と協議を進め、余剰スペースの賃貸で収入増加に努める。
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	—
管理運営費	卸売市場棟2階について、事務室等の集約に努め、光熱水費の抑制を図る。
職員給与費	指定管理者制度の導入により、職員給与費の圧縮が可能と考えている。
その他の取組	本市場の取扱数量・売上高に見合った卸売業者や市の体制について市場関係者と協議を行い、経費の縮小に努め、持続可能な市場運営を目指す。

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	市民への生鮮食料品の適切な価格形成と安定供給を維持する役割を果たしており、大規模災害時の食材備蓄・供給基地としての役割もある。また、地域経済や雇用にとっても重要な役割を果たしている。
公営企業として実施する必要性	仲卸業者や本市場が主な仕入れ先である小売業者などからは、市場取引を続けるためには市場の運営が安定していることが必要と求められており、今後も公設で開設を継続する必要がある。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	今後、毎年度決算等で事業内容の有効性等を検証すると同時に、卸売市場を取り巻く情勢等を踏まえ適宜修正を行う。
---------------------	---



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)													
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)													
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)													
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )													
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	98.2	97.8	98.0	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	98.0	98.0	100.0	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	10,569	10,177	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	10,569	10,177	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545	10,545
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	7,957	7,097	6,231	5,359	4,482	3,598	2,708	1,812	909				

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
収益的収支分	22,611	16,780	17,676	20,770	20,763	20,757	20,751	20,745	20,739	20,732	20,727	20,727	20,727
うち基準内繰入金	13,760	11,532	12,646	13,573	13,570	13,567	13,564	13,561	13,558	13,554	13,552	13,552	13,552
うち基準外繰入金	8,851	5,248	5,030	7,197	7,193	7,190	7,187	7,184	7,181	7,178	7,175	7,175	7,175
資本的収支分	854	2,017	4,338	4,344	4,349	4,356	4,362	4,368	4,375	3,224			
うち基準内繰入金	427	430	433	436	438	442	445	448	451	454			
うち基準外繰入金	427	1,587	3,905	3,908	3,911	3,914	3,917	3,920	3,924	2,770			
合 計	23,465	18,797	22,014	25,114	25,112	25,113	25,113	25,113	25,114	23,956	20,727	20,727	20,727